第百六十条第一項第四号中「及び所在地」を削り、同項に次の一号を加える。

六　その他必要な事項

第百六十条第三項から第五項までを削る。

第百六十条の二から第百六十条の四までを削る。

第百六十一条中「（退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき、第百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことによりその者の遺族に遺族共済年金が支給されることとなるときを除く。）」を「（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又は法第九十六条第二項、第百二条第一項第二号若しくは第三号、第百七条第一項第五号若しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。）」に、「相続人」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　年金の種類及び当該年金の年金証書の記号番号

三　受給権が消滅した日及びその事由

四　その他必要な事項

第百六十二条中「別紙様式第三十三号による」及び「別紙様式第三十四号による」を削り、「所要の事項」を「退職等年金給付の決定、改定及び支給に必要な事項」に改める。

第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

（実施機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の二　法第百十二条の四第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）の管理及び運用の基本的な方針

二　実施機関積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三　実施機関積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四　その他実施機関積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

（管理運用機関の基本方針に定めるべき事項）

第百六十二条の三　法第百十二条の十一第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　退職等年金給付組合積立金等（法第百十二条の十第二項第四号に規定する退職等年金給付組合積立金等をいう。以下この条において同じ。）の管理及び運用の基本的な方針

二　退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三　退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四　その他退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に関し必要な事項

第百六十三条を次のように改める。

第百六十三条　削除

第百六十四条の見出しを「（掛金等の払込みの通知）」に改める。

第百六十四条の二第一項中「掛金を」を「掛金等を」に、「により当該組合員に通知しなければならない」を「を当該組合員に交付しなければならない」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　還付年月日

第百六十四条の二第一項に次の一号を加える。

五　その他必要な事項

第百六十四条の二第二項中「、附則第三十条の二の九第三項又は附則第三十条の九第三項」を「又は附則第三十条の二の九第三項」に、「、特例退職掛金又は特例継続掛金」を「又は特例退職掛金」に改める。

第百六十四条の三の見出しを「（育児休業期間中の掛金の免除の申出）」に改め、同条第一項中「第百十四条の二第一項の規定」を「第百十四条の二の規定」に改め、同項第四号中「法第百十四条の二第一項に規定する」及び「（以下この条において「育児休業等」という。）」を削り、同条第三項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改め、「（法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業をいう。次条第三項並びに第百六十四条の五第一項及び第三項において同じ。）」を削る。

第百六十四条の四を削る。

第百六十四条の五の見出しを「（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）」に改め、同条を第百六十四条の六とし、第百六十四条の三の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出）

第百六十四条の四　前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二に規定する育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百十四条の二の規定により掛金の免除の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の規定により保険料の徴収の特例の申出」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第五号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前条第三項中「法第百十四条の二の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、「法第百十四条の二の二の規定の適用」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定の適用」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の掛金の免除の申出等の特例）

第百六十四条の五　第三号厚生年金被保険者が法第百十四条の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の申出をしたものとみなす。

2　第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百十四条の二の申出をしたものとみなす。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出）

第百六十四条の七　前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の二に規定する産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定により保険料の徴収の特例の申出」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第六号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前条第三項中「法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第百六十四条の八　第三号厚生年金被保険者が法第百十四条の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二の申出をしたものとみなす。

2　第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百十四条の二の二の申出をしたものとみなす。